

介護保険料を納めている方は1割の自己負担でサービスを受けられます。しかし、介護保険料を滞納すると介護保険サービスを利用する際に自己負担の割合が高くなります。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

**1年以上滞納した場合** .....下図②

サービスにかかる費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分(9割)が支払われます。

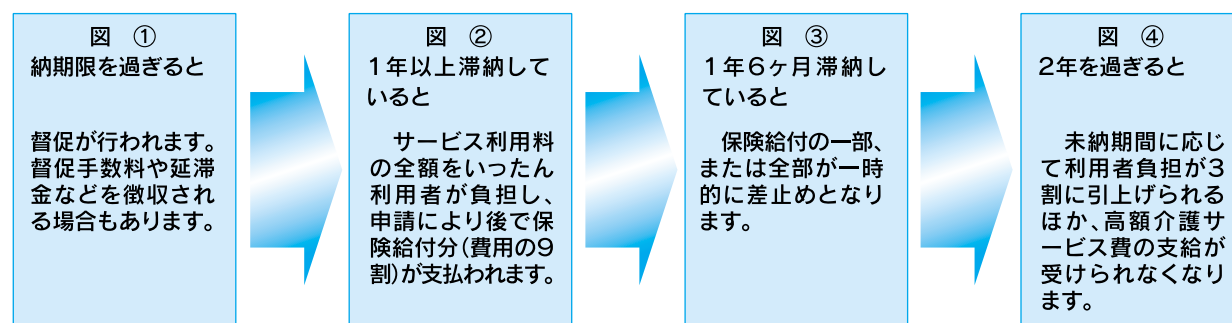
**1年6カ月以上滞納した場合** .....下図③

保険給付(償還払い)の支払い(全部または一部)を、一時的に差止めとします。それでも保険料の滞納分を納付しないときは、利用者に通知した上で、差止め分から滞納額が差し引かれます。

**2年以上滞納した場合** .....下図④

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の場合も同様となります。



● 毎期保険料の納期限(普通徴収)

1期 7月31日	2期 8月31日	3期 9月30日	4期 10月31日	5期 11月30日	6期 12月25日	7期 1月31日	8期 2月28日
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------

## 未来につなげる国民年金

平成19年4月から国民年金保険料が月額 **14,100円** に変わります。

※国民年金の保険料は、納付期限までに納めましょう!!(国民年金保険料の納付期限は翌月末日です。翌月末日が金融機関の非営業日の場合は、その翌日が納付期限になります。)

**国民年金 前納 割引 制度**

国民年金保険料は、お支払方法によっておトクな割引料金が設定されています。

<p>平成19年4月から <b>保険料改定</b> 月額 <b>14,100円</b> 年間納付額 <b>169,200円</b></p>	<p>口座振替 <b>早割</b></p> <p>年間割引額 <b>600円</b> 年間納付金額 <b>168,600円</b></p>	<p>現金払い <b>前納 1年度分</b></p> <p>年間割引額 <b>3,000円</b> 年間納付金額 <b>166,200円</b></p>	<p>口座振替 <b>前納 1年度分</b></p> <p>年間割引額 <b>3,550円</b> 年間納付金額 <b>165,650円</b></p>
	納付期限より1ヶ月早く口座振替(早割制度)を利用すると毎月50円のおトク	1年度分を現金で前納すると3,000円の割引	1年度分を口座振替で前納すると3,550円の割引

口座振替での前納のお申し込みは、お早めに(詳しくは、社会保険事務所 ☎0968・74・1611)にお尋ねください

**国民年金保険料の一部納付(一部免除)が承認された方へ 残りの一部保険料を納めないと未納期間になります。**

国民年金保険料の一部納付(4分の3納付、半額納付、4分の1納付)が承認された方は、後日一部納付用の納付書が送付されますので、その納付書で納付してください。

この保険料を納めないと「未納期間」となり、老後に受け取る年金(老齢基礎年金)や障害・死亡の時の年金(障害基礎年金・遺族基礎年金)を受けられない場合がありますので、忘れずに必ず納付してください。

**年金を受給されている方の現況確認の方法が変わりました。**

社会保険庁では、年金受給者の手続きの簡素化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して年金受給者の現況確認を行うこととなりました。

これにより、毎年、提出が必要だった「年金受給者現況届」の提出が、原則不要となります。

但し、確認が取れない方は、現況届が必要となります。

※ 受給者の方が住所を変更される場合は、住所変更届の提出が必要です。